

1224-26

403

特250

960

ネガフィルム
あり

稻田大學教授文學博士
東京帝國大學法學部講師

津田左右吉氏の大逆思想

義
田

胸

喜

第一 文 献 指 描

- 一、津田氏の上代史抹殺論
- 二、津田氏の神代史抹殺論
- 三、津田氏の君民離間國體滅却論
- 四、津田氏の神代史上代史抹殺論は思想的大逆行爲なり
- 五、津田氏の日本精神東洋文化抹殺論
- 六、津田氏の聖德太子十七條憲法・三經義疏擬作論



始



第二 津田氏の所論に對する學術的批判（別ニ印刷中）

- 一、津田氏の史觀
- 二、津田氏の上代史觀の自家撞着
- 三、津田氏の上代史觀の果なき背逆詭譎
- 四、神代と現代と普遍人間性との問題
- 五、津田氏の「語部」抹殺論批判
- 六、津田氏の祖先崇拜抹殺論批判
- 七、津田氏の上代史抹殺論の根據を剖検す
- 八、津田氏の神觀宗教論の根源的批判
- 九、國民性人道性と惟神道及び佛教儒教基督教の消長
- 一〇、津田氏の聖德太子「憲法十七條」「三經義疏」擬作論批判
- 一一、政府當局學界の責任を問ふ

第一 文 献 指 揣

一、津田氏の上代史抹殺論

文部省本年度豫算にて去る十月二十五日付を以て東京帝大法學部に「東洋政治學」の新講座が増設されたが、その講師に選定されたのは早稻田大學教授文學博士津田左右吉氏で、「東洋政治思想史」の題目で十一月一日から開講した。（帝國大學新聞十月三十日附二面參照）

この津田氏は岩波書店昭和八年九月第一刷、同十四年一月第二刷發行の『上代日本の社會及び思想』の中に、大化改新を論ずるに際し『日本書紀』に就いて
「皇極記までの部分に見える詔勅が盡く編者の擬作である……」（二六八頁）
といひ、同じく岩波書店大正十三年九月第一刷、昭和十三年十二月第三刷發行の『古事記及日本書紀の研究』の中には

「朝廷について歴史的事實として信憑し得べき事件は應神朝以後にも殆ど見あたらず」（六二九頁）

といつてゐる。『上代日本の社會及び思想』（本文六二六頁）の主内容は「大化改新の研究」であるが、これは聖德太子の『十七條憲法』『三經義疏』と大化の改新の國體の本義に基く思想的意義とを抹殺せむと

したものである。而して『古事記及日本書紀の研究』(本文六五三頁)は全く上代日本史を根本的に抹殺するためのみ書かれたものである。即ち津田氏は該書の「例言」のうちに

「此の書の内容は、記紀の一般的性質とその神武天皇から仲哀天皇(及び神功皇后)までの部分とに對する研究である。従つて『古事記及び日本書紀の研究』といふ題號は、やゝ不適當のやうであるが、内容を精密に表はすことが困難であるからして、しばらく斯う名づけて置いたのである。」

といつてゐるが、津田氏が該書の表題に「内容を精密に表はすことが困難である」のは實はその著作目的が「記紀の神武天皇から仲哀天皇(及び神功皇后)までの部分」の史實性を根本的に抹殺せむとするにあるからで、筆者自身も之を批判する本稿の題名や本文の論述にも其の「内容を精密に表はすことは困難である。」然しながら該書は現在も次々に増版されつゝある公刊の著書で、いま皇紀二千六百年奉祝を前にして學術的公論の見地から如何にしても之を黙過し得ないので、苦痛を忍んで本稿を草し發表する次第である。

「神武天皇から仲哀天皇までの物語に人間の行動と見なし難いことが多い……さうしてそれがほど仲哀天皇まであるのは、帝紀舊辭の編述せられた時に、御系譜だけでもほど知り得られたのは應神天皇より後のことであつて、それより前については記錄も無く、其の頃の歴史的事實が殆ど全く傳へられてゐなかつた」(同上四六八・九頁)

「國家の成立に關する、或は政治上の重大事件としての記紀の物語が、一として古くからいひ傳へによつたものらしい、ないとすれば、それが幾らか原形とは變つてゐようとも、根本が後人の述作たることに疑は無からう。」(同上四七一頁)

六頁)

「然らば記紀によつて傳へられた上代の物語は何を材料として述作せられたかといふと、其の一つは後世の事實である。」(同上四七七頁)

「神武天皇から仲哀天皇までの物語を大觀すると、國家經綸の順序が甚だしく整然としてゐる。第一にヤマト奠都の話があり、次に崇神垂仁兩朝の内地の綏撫があり、次が景行朝のクマソ及び東國に對する經略となり、それから成務朝にかけて皇族の地方分遣と國縣の區劃制定とが行はれ、最後の仲哀期に至つて外國征討が行はれる。近きより遠きに、内より外に及ぼされた徑路が一糸紊れずといふ狀態である。これも事實の記錄であるよりは、思想上の構成として見るにふさはしいことの一つである。」(四七四・五頁)

「記紀によつて傳へられてゐる帝紀舊辭の記載の性質は、ほど斯うしたものであるから、それによつて我々の民族全體を包括する國家が如何なる事情、如何なる徑路によつて形成せられたか、といふことを明瞭に知ることは出來ないヤマトの朝廷の勢力の發展の状態についても、歴史的事實がそれによつて知られるのではないのである。實をいふと帝紀舊辭の編纂の時に於いて既にそれがわからなくなつてゐたのである。それ故にこそ其の編者は、其の缺陷を補ひ其の空虚を充たすために、種々の人の名をつくり、又た上記の如き方法によつて種々の物語を作り、それを古い時代にあてはめたのである。」(同上四九二頁)

二、津田氏の神代史抹殺論

津田氏の上代史抹殺論は必然的に神代史抹殺論となる。即ち氏は岩波書店大正十三年二月第一刷、昭

和十三年二月第七刷發行の『神代史の研究』(本文六〇二頁) 中に

(4)

「政治的君主を宗教的にいへば現實の人たる神である。神代とは、觀念上、此の神性を『現人神』から抽出して、それを思想の上で形づくられた遠い過去の皇室の御祖先に於いて具象化せしめ、其の時代を名づけたものである……神代といふ觀念が政治的のものであり又た皇室によつてのみ意味のあるものである證據である。更に具體的にいふと神代史は皇室が『現人神』として我が國を統治せられることの由來を、純粹に神であつたといふ其の御祖先の御代、即ち神代の物語として説いたものである。そうしてその神代を御祖先の代としたのは、皇位が世襲である現在の事實を基礎として、思想上それを遠い過去に延長したものに外ならぬ。」(五二五・六頁)

「上にも述べた如く『神代』とは皇祖神の代といふことであるが、此の『皇祖神』は天皇の神性を抽象して得た概念であるから、その本質はどこまでも政治的君主であり、民衆の日常生活を支配する宗教的崇拜の對象たる神では無い。」

(同上五五六頁)

「斯ういふ神は實は眞の神では無いのであるから、宗教的に人生を支配するはたらきを有たない。」(同上五五七頁)

これは「皇祖神」とは「天皇の神性を抽象して得た概念で」「皇室によつてのみ意味のあるもの」に過ぎないものであるから、「眞の神では無い」と斷定し、實質的には 天皇は單に「政治的君主」に在しますに過ぎずとして「現人神」の信仰を滅却せむとする尊嚴冒瀆の思想意志であることといふまでもない。津田氏の爲さざるなき凶逆不逞は進んで之を論理づけむとして次の如き言擧げをなすに至るのである。

「『神代』といふ觀念は斯うして形成せられたのであるが、それが過去に置かれたとすれば何の點かでそれと現在の人

の代とを聯結させねばならぬ。……ヤマト奠都の物語は茲に於いてか生じたのである。即ち思想の上に於いて、ヤマトの朝廷によつて國家が統一せられてゐる現在の政治的狀態の始まつた時を定め、それを人代の始と見なしたのである。……かういふ一つのことによつて神代と人代とが明かる限界線を劃せられてゐる點に其の區割が人爲のものであり、頭の中で作られたものであること、従つて人代といふ觀念もまた神代のと同様、思想の上で形づくられたものであることが知られる……

しかし神代と人代との間に割然たる區別がつくことは外形の上の話であつて、内容の上に於いては、其の間の境界のほかされることが必要である。然らざれば神代を過去に置いてそれと人代とを連續したものとしようとする主旨にある。だから神代の終の部分に人代的要素を加へると共に、人代の始の部分には神代的着色を施し交互に幾分の融合をさせねばならぬ。さうして現人神であらせられる皇室の地位は、其の皇室の御祖先を中心とする物語の上に於いておのづから神人兩界の區別を緩和することになる。皇孫降臨の後なほ神代が續いてゐるのは前者であつて、ヒムカに於ける物語は恰もそれに當り、神武天皇以後の物語に人間の行動にもなほ神靈の物語が多く現はれてゐるのは後者の故であつて、御系譜に現はれてゐる仲哀天皇までの話がほどそれに屬する。神武天皇から仲哀天皇までの物語に人間の行爲と見なし難いことは多いのは、一つは之がためである。さうしてそれがほど仲哀天皇まであるのは、帝紀舊辭の編述せられた時に、御系譜だけでもほど知り得られたのは、應神天皇より後のことであつて、それより前にいつては記録も無く、其の頃の歴史的事實が殆ど全く傳へられてゐなかつたといふことが、恰好の事情となつてもゐるらしい。」(四六六・九頁)

三、津田氏の君民離間國體滅却論

津田氏の上記の如き神代上代抹殺論の思想意志が國體破壊を目的とするものなることは、次に指摘する君民離間の民主主義思想によつて確證される。即ち『上代日本の社會及び思想』中に――

「神代史は治者階級知識階級の手になつた政治的意義のものであるから、それに取入れてある神の信仰も、或は政治的統制の下に置かれ、或は知識社會の思想を以て變形させられてゐるので、それは決して民間信仰に於ける神々のままの姿でも無く、民間信仰が如實に現はれてゐるのでも無い。民間信仰は民族生活そのものに内在するものであつて、上から加へられる政治的權力と相關するものでは無い。」(二三六・七頁)

といひ、『神代史の研究』のうちにも特にこのことを反覆強調して

「くりかへしていふが、神代史はオホヤシマグニと名づけられたアシハラノナカツクニもしくはアシハラノミヅホノクニと呼ばれた我が國土の起源と、それを統治せられる我が皇室の由來とを説いたものである。しかし其の國土は、皇祖神と同一の父母から、また皇室に統治せられるものとして生れたのであるから、約言すると、神代史は我が國の統治者としての皇室の由來を語つたものに外ならぬのである。神代史を構成する幾多の物語は、皇室の御祖先であるといふ神々の話のみでは無いか。すべては皇室のことであり、統治者のことでは無いか。」(五二三・四頁)

といつてをる。「皇室」についての論述に於いて「……では無いか」と放言的に反覆強調する思想意志の目指すものが何であるかはいふまでもない。

見よ、津田氏のかくの如き「君民離間」國體破壊論の果てなき連續を！

「上代の國家組織に於いては、少數の氏族、即ち所謂百八十件緒が單位となつてゐるので、民衆はたゞ此等の氏族の部民としてのみ存在し、政治的に地位を認められてはゐなかつたから、神代史はそれが政治的意味のものである限り、民衆とは殆ど接觸が無い。」(同上五五四頁)

「神代史は民族的精神とか國民的信念とかいふものゝ發現として見らるべきもので無い。」(同上五六二頁)

「我々の國民の胸の裡に醸成せられ、おのづからに流れ出でたものでは無い。」(同頁)

「上に説いた如く全體としての神代史の精神、即ち其の政治的意義が民衆の思想と殆ど相關せざるものでは、否、もう一步進んでいふと神代そのものが民衆の精神生活とは縁の薄いものであるのは、神代史も神代の觀念も本來、民衆によつて形づくられたものでは無いからだ、と考へなければなるまい。」(同上五九四・五頁)

かくして津田氏の「君民離間」國體破壊思想意志の表示は、進んで「現人神」としての 天皇また
皇祖 皇宗の神聖冒瀆滅却論にまで上騰するのである。

「神代史の神代は、現實の人生とは何の交渉も無い遠い昔のものでは無いか。神の世界が人の世界と共にあり神が人と並び存し、さうしてそれが人生を精神的に支配するギリシャや印度の神及び神の世界とは全く性質が違ふ。神代と其の神とが民衆と縁遠いものでは當然であらう。實をいふと、人間性を有する神の觀念のでき上がりながら、かつた我々の民族の間には文字通りの意味に於いての神話(Göttersage, deity sage)といふものが自然に發達しなかつたのであるが、それは文化の程度がそれまでに進まないうちに支那思想などが入つて来てそれを抑止したからでもある

と共に、また官府の手によつて神代史が作られたからである。」（同上五九五頁）

「要するに神代史の所説が國民の思想の内部に於いて權威を有するやうになつたのは、それが形成せられてから長い時間を経た後のことであつて、最初から國民の國家觀が神代史に現はれてゐるのでは無いのである。それを國民的精神性の結晶であるといふやうな風に見ることは猶さらできない。これは國民といふ語に上に述べたやうな特殊の解釋をした上のことがあるが、今日の普通の用語例による國民的精神といふやうなものから神代史が作り出されたと考へるに至つては、恐らくは上代の政治狀態をも社會組織をも、要するに國民生活そのものを解せざるものであらう。」（同上五六六頁）

畏くも、今上陛下の勅語にも「君民體ヲ一ニシ」と詔はせたる日本國體の歴史的根據を津田氏は全く抹殺し盡さむとするのである。それは「官府の手によつて」「人爲的に」「空虚から作られ」、人民に壓しつけられたもので、日本國民は古來欺瞞せられ來つてをる、といはむとするのである。

四、津田氏の神代上代史抹殺論は思想的大逆行爲なり

かくして津田氏は、神武天皇から仲哀天皇まで十四代に亘る『古事記』『日本書紀』の記事は――「詔勅」をも含めて――「ち伽嘶的方式」における「全然後の修史家の虛構」であり「全部架空譚」（古事記及日本書紀の研究、六二四頁）であると忌憚なく斷定し、「造作」とか「作り話」とか、果ては「捏造」といふ如き反道徳的劣悪を意味する評語をまで忌憚なく用ふるに至つてをる。

記せよ、この津田氏の放言は、特に『古事記』に就ていへば、その「序」に

「是に天皇詔したまはく、朕聞く、諸家の賣たる所の帝紀及び本辭は、既に正實に違ひ、多く虛偽を加ふと。今の時に當りて其の失を改めずば、未だ幾ばくの年を經ずして、其の旨滅びなむとす。斯れ乃ち邦家の經緯、王化の鴻基なり。故に惟れ帝紀を撰錄し、舊辭を討覈して、僞を削り、實を定め、後葉に傳へむと欲すとのたまふ。」

「焉に舊辭の誤り忤へるを惜み、先紀の謬り錯れたるを正さむとして、和銅四年九月十八日を以て、臣安萬侶に詔して、稗田阿禮が誦む所の勅語の舊辭を撰錄して、以て献上せしめたまへり。謹みて詔旨に隨ひ、子細に採りぬ」といふところの「勅語の舊辭」に對してなされたものであるといふことを！ 而して實に津田氏自身また之を進んで積極的に力説してゐるのである――

「かういふ政治的意味を有する物語は、政治上の特殊の目的を以て作られたに違なく、從つて其の作者は政權に重大の關係を有するもの、もつと直截にいふならば政權の掌握者で無くてはなるまい。君主政治であつた上代の國家、民衆の間に政治の觀念の無い世の中に於いてかういふ物語が民衆の胸裡に生れる筈は無い。」（同上八三頁）

「要するに此の物語は、ヤマト朝廷に於いて政治上の特殊の意味を以て作られた物語である、とする外は無い。國土の父母としてのイザナギ、イザナミ二神が民間信仰や民間說話に基盤のある神で無いことは、此の點からも知られよう。」（同上八五頁）

「上に述べたやうな意味で皇室の由來を説いた神代史が朝廷に於いて述作せられたことは、いふまでも無からう。」

（同上五七一頁）

見よ、「作者」といふ言葉まで用ひて、それは「政權に重大の關係を有するもの——政權の掌握者で無くてはなるまい」と放言し、その際「君主政治」「朝廷」「皇室」といふ言葉をまで露骨に用ひ、『古事記』の序にいふ「勅語の舊辭」を指して、「政治上の特殊の意味を以て作られた」「虛構」であり「捏造」であるとまで忌憚なく斷定揚言してゐることを！

かくの如き津田氏の神代上代史捏造論、即ち抹殺論は、その所論の正否に拘らず、掛けまくも畏き極みであるが、記紀の「作者」と申しまつて、「皇室」に對し奉りて極惡の不敬行爲を敢てしたものなるは勿論、皇祖、皇宗より、仲哀天皇に及ぶまでの御歷代の御存在を否認しまつらむとしたものである。

「天皇機關說」は猶ほ天皇の御存在は認めまつてゐるもので、統治權の主體に在しますことを否認しまつゝたのであるけれども、岡田内閣により「全く我が尊嚴なる國體の本義に背反するもの」と斷ぜられた。皇祖、皇宗を始め奉り十四代の天皇の御存在そのものを否認しまつた罪は何を意味するであらうか？かく言擧げするさへ畏き極みである。明治時代に「抹殺博士」なるものがあつたが、それは臣民たる兒島高徳等の史實を否認せむとしたに過ぎなかつた。いまこの津田氏の所論に至つては、日本國體の淵源成立、神代上代の史實を根本的全體的に否認することによつて、皇祖、皇宗を始め奉り十四代の天皇の御存在を、それ故にまた神宮、皇陵をも併せて抹殺しまつらむとするものであるから、これは國史上全く類例なき思想的大逆行爲である。

明治天皇御製

寶

古 典

石上ふることぶみをひもときて聖のみよのみことのりぶみ

書

いそのかみふることぶみは萬代もさかゆく國のたからなりけり
吳竹の世々につたへて仰ぐかな遠つ御祖のみことのりぶみ

折にふれて

いそのかみ古きためしをたづねつゝ新しき世のこともさだめむ
いにしへの御代の教にもとづきてひらけゆく世にたゞむとぞ思ふ

述 懐

かみつよの聖のみよのあとめてわが葦原の國はをさめむ

をりにふれて

萬代にうごかぬものはいにしへの聖のみよのおきてなりけり

かみつよの御代のおきてをたがへじと思ふぞおのがねがひなりける

神 祇

わが國は神のすゑなり神祭る昔の手ぶり忘るなよゆめ

社 頭

はるかにもあふがぬ日なしあが國のしづめとたてる伊勢の神垣

柱

櫛原のとほつみちやの宮柱たてそめしより國はうごかず

畏き極みの御製の數々を拜誦しまつれば、以上津田氏の所論が日本國體に對して何を意味するかに就いては、全く言ふべき言葉を失ふのである。

五、津田氏の日本精神東洋文化抹殺論

思想することは意志することであり、思想言論の發表は確實なる意志表示として客觀的永續的行爲である。津田氏の國體滅却の思想意志は決して單に過去の歴史に對して向けられたに留まらず、現在未來に對しても向けられてるのである。津田氏の昨年昭和十三年十一月初刷發行續刊中の、岩波新書第三編『支那思想と日本』に對しては、『原理日本』昭和十四年三月號四月號に、松田福松氏により『津田左

右吉氏の東洋抹殺論批判』が連載せられたが、津田氏は同書中に

「日本に於いて獨自の發達をしたものは道徳とか生活氣分とか趣味とか、さういふものゝ表現としての文藝とか、要するに、日本人の特殊の生活から離してみるとできないもの、いひかへると、世界的共通性を有たないものである。」（一七五頁）

「生活は斷えず變化する。民族によつて生活がちがふとするならば、それと同じく、或は場合によつてはそれよりも一層、時代によつて同じ民族の生活が變化することを認めねばならぬ。現代の日本人の生活が如何に過去のと變つてゐるかは、いふまでもないことであつて、變つて來たからこそ現代の日本が存立してゐるのである。さうして生活が變化すれば、それを規制しそれを更に發展させてゆかうとするところから生ずるあらゆる思想も、またそれと共に變化しなければならぬ。」（同上一八六頁）

といつてをる。この「生活が變化すれば……あらゆる思想も、またそれと共に變化しなければならぬ」といふ一文の示す思想法は、マルクス主義唯物史觀の原理的信奉態度を示すもので、「日本に於いて獨自の發達をしたものは……世界的共通性を有たないものである」といふのも、同一論理であるといふまでもあるまい。かくして津田氏の原理的唯物史觀の論理は

「本來、東洋文化といふやうなことのいひ出されたことには、日本の文化を過去に完成したものとして、それを保持しようとする心理が伴つてゐるのであるが、さういふ心理こそは、わかくしい元氣を以つて未來に日本文化を創造してゆかうとする現代日本人の最も排斥しなければならぬものである。日本人によつて唱へ出された東洋文化といふ

稱呼が、支那人やインド人にとつて何の意味も無いものであることは、いふまでもない。(同上一九九頁)

といひ、進んで

「必ずしもいはゆる東洋文化を西洋文化より高いものとはしないけれども、東西の文化を綜合し若しくは調和するところに日本の使命がある」とし、その意味で今日の日本は東洋文化を保持しなければならぬ、といふ考もあるらしい。これもまた實際には意味の無いことである。かういふ考は西洋文化といふものとそれに對立するものとしての東洋文化といふものとが相並んで我々の生活の外部に存在し、我々がいかやうにもそれを處理することができるやうに思ふところから出てゐるらしい。けれども文化は生活の内容をなすものであり、生活そのものである。さうして現代の日本人の生活の基調をなすものがいはゆる西洋文化、即ち現代の世界文化であることは明かな事實であるから、それを現代の生活には殆ど交渉の無い支那文化やインド文化と對立的に取扱はうとするのは、現實の生活そのものに矛盾することであり、隨つてその二つを綜合するとか調和するとかいふことは、出來ない話である。(同上一九三・四頁)

といふに至れば、印度・支那の文化と共に日本の文化も亦一括して、今日以後は最早何等世界文化史的意義を有せざるものと断じ、それらを「保持しようとする心理は……現代日本人の最も排斥しなければならぬものである」と断言するのであるから、これは文化的東洋日本抹殺論であり、西洋文化即世界文化論、思想的「歐米依存」意志の表現である。

それ故津田氏は

「また支那の政治思想の核心となつてゐる天命説・革命説と日本の政治形態の根本との矛盾といふやうなことは、あまりに説きふるされた問題であるから、事新しくこゝに言及するまでもないが、この問題にしてもその本質は、日本人の生活と政治形態との關係が支那人のそれとは全く違つてゐるところにある。」(九一頁)

とやうに、日本國體の本義と支那の政治思想との根本的相違を認めながら、それは「あまりに説きふるされた問題であるから、事新しくこゝに言及するまでもない」といつて、「國體明徴」のためには一度も積極的主張をしようとせぬのみならず、右引用文の直ぐ前の頁から同頁にかけて

「日本人は支那の制度を模倣して作られた今の制度の外殻を日本みづからの活動によつて次第に破壊し、長い歴史の過程を経てその間から新しい政治組織を作り出した。攝關政治がそのはじめのものであり、それをうけついだものが武家の政治であつて、江戸時代の政治組織はその武家の政治の大成せられたものであるが、それは日本人の政治的能力をよく發揮したものであり、その意味に於いて日本人の誇とすべきものである。たゞしこの政治組織は、結果に於いて國民の生活を羈束しその發展を抑止するものであつたが、日本人はまたいろいろのしかたで事實上その羈束をゆるめ、或は組織を組織そのものゝ内部から漸次破壊した。これが日本人みづからの生活の力の現はれであつたことはいふまでもない。」(同上九〇・一頁)

といつて、藤原氏の「攝關政治」や徳川幕府の「武家の政治」——「天皇機關説」反國體「民政」主義の實行を指して、「日本人の政治能力をよく發揮したものであり……日本人の誇とすべきものである」と讃美することが出來たのである。この態度はそれらの攝關政治や武家政治が「國民生活を羈束し」たことを單に「結果に於いて」のものであるといつて、その反國體思想意志を全く無視し、「日本人はまたい

ろくのしかたで事實上その羈束をゆるめ」たと叙するのみで、其際當然明治維新の「皇政復古」「國體明徵」に言及せねばならぬのに、氏は全くこの點を喊默して語らず、「いろいろのしかた」とか「事實上」とかいひ、また「日本人みづからの生活の力」といふ如き言葉を弄するに留つてをるのである。

あ、明治天皇が畏くも、軍人に下し賜はりし勅諭に

「……古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士との棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡そ七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すべきにあらすとはいひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき」と拜誦しまつるだに恐懼の極みなる大御言葉もて悲歎せさせ給ひし「武家の政治」は、津田氏によつて「日本人の誇りとすべきもの」と讚美せられたのである！

「政治能力をよく發揮した」といふならば、明治天皇の大稟威の下萬民輔弼の途開けたる意味に於ける民意の暢達、全般的文化産業の進歩、國威の對外的宣揚等あらゆる方面より見て、「明治維新」こそ日本民族が最高度に「政治能力をよく發揮した」時代であることは、津田氏と雖も決して認めない譯ではないであらう。にも拘らず津田氏は決してこの「明治維新」に言及しようとはせぬ。これこそ眞に「奇怪」至極である。津田氏の思想意志が「國體明徵忌避」といふ如き、生優しき消極的のものでないことは既に明確に立證したところである。

六、津田氏の聖德太子「十七條憲法」「三經義疏」操作論

明治維新の國體明徵に反逆する津田氏が、『上代日本の社會及び思想』に於いて、大化革新の國體明徵的意義をも抹殺せむとしてゐることはこゝにも一言注意するにとどめて、次にその『十七條憲法』並に『三經義疏』擬作論を指摘しよう。

津田氏は先に指摘した如く、同書中に「皇極紀までの部分に見える詔勅が盡く編者の擬作である」(二六八頁)と大膽不敵の暴惡妄斷を取てする態度を以て

「聖德太子と政治上の制度の改革とを聯想することは、なほ所謂憲法十七條の制定説話が一因をなしてゐるかも知れぬ。此の憲法が大化革新以後の作としなければ解し難いものである。」(四五五頁)

「太子の如く偉人視せられた史上の人物に種々の事實が假託せられるのは普通のことであるから、憲法制定も亦同じ事情から太子に附會せられ、時が経つに従つて其の説話が形を具へて來たのである。三經講説の説話が生じ、それが更に發展して三經義疏述作譚となつたのも、同じ例と見るべきものではあるまい。(義疏述作のことは書紀にはまだ見えてゐないから、憲法制定説話よりも後に現はれたものであらう。)かう考へて來ると、太子と大化革新とを結びつけて考へることの根據はおのづから失はれたはすである。」(四五六頁)

ら津田氏の所説の學術的思想的批判は後に譲る。筆者はこゝに津田氏の國體滅却の思想意志が、

代の 皇祖 皇宗の御史實、その思想精神的意義の抹殺論から大化の革新並に聖德太子「十七條

憲法』『三經義疏』の擬作論また文化的日本東洋抹殺論にまで至る文献的事實を呈示し、それらの著書が大正時代より昭和の今日に至るまで官許公認せられ來り、而してこの津田氏が數十年間早稻田大學教授たり、最近東京帝國大學法學部の當然「國體明徵・興亞政治學」を意味すべき「東洋政治學」講座の講師に新任せられた事實をも改めて指摘して當局責任者朝野の識者に想へ、皇紀二千六百年の祝典目睫に迫りたる今日、この如き大逆的思想行爲が神速に處置せられむことを切願し要請せむとするのである。

第二 津田氏所論に対する學術的批判

—右別に印刷中なり—

明治二十四年十二月十二日印刷

以印刷代贗寫

東京市世田谷區若林町二一七八

表

田

胸

喜

終